

Title	維新期の書契問題と朝鮮の対応
Author(s)	牧野, 雅司
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2010, 44, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/12900">https://hdl.handle.net/11094/12900</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 維新期の書契問題と朝鮮の対応

牧野 雅 司

## はじめに

明治維新期の日朝間の国交交渉が王政復古通告の段階で頓挫し、日朝関係が長い膠着状態に陥っていくことは周知の事実である。しかし、その要因の一つとなった書契（外交文書）問題については、未だ検討されていない問題点も多く、日朝関係の展開を十分に捉えられているとは言い難い。本稿は、この書契問題について、倭館における朝鮮側の対応に着目して考察することを目的とする。

従来、当該期の日朝関係についての研究は、主に日本側の視点から進められ、外交の「一元化」を目指す維新政府と既得権益に固執する対馬藩との対立<sup>①</sup>や、対馬藩を含めた対朝鮮政策の方策をめぐる対立<sup>②</sup>が描かれてきた。しかし、これらの研究の目的は、幕藩体制や国内政治史の分析にあり、書契問題や対馬藩の動きについての考察はほとんど行われてこなかった。<sup>③</sup>

こうした研究状況を生み出した要因の一つは、交渉を担った対馬藩の行動を、特権確保のためのものとのみ考え

てきたことである。しかし、近年石川寛氏が対馬藩の行動の論理を検討し、対馬藩が対朝鮮貿易への固執よりも、むしろ朝鮮からの経済的自立を目指していたことを明らかにした。<sup>(4)</sup>この石川氏による一連の研究により、倭館における対馬藩の動向についての理解は飛躍的に深まった。

こうして、日本側についての研究が進む一方で、書契問題に対する朝鮮側の動きについてはほとんど検討されてこなかった。日朝双方の史料を駆使した田保橋潔氏の研究で、書契問題についての朝鮮側史料の少なさは指摘されており、<sup>(5)</sup>以後朝鮮側の動きが検討されることはほとんどなかった。しかし、当該期の朝鮮側史料が全くないというわけではない。正史である『日省録』にも、わずかではあるが書契問題に関する記事があり、『東萊府啓録』には、倭館における書契への対応の様子などが記録されている。本稿では、この『東萊府啓録』の情報に着目したい。

『東萊府啓録』とは、倭館を統括する東萊府使から送られてきた状啓（報告・要請のための公文書）を中央の備辺司で編纂したものであり、日本船の出入り、日本人からの要求事項や問情、漂流民の対処、宴享<sup>(6)</sup>設行の報告などが記録されている。<sup>(7)</sup>この中で本稿が特に注目したいのは、日本船が携行してきた書契についての情報である。対馬から倭館へと渡航する際には、朝鮮国王が対馬島主に贈給した図書（銅印）の押されている書契か吹嘘（渡航証）を携行しなければならなかった。<sup>(8)</sup>この『東萊府啓録』には、その来航した船が携行してきた書契の種類、問題点があればその内容、そしてそれをどう処理したかが記録されている。すなわち、この史料から当該期の書契問題に対する朝鮮側の対応を確認することができるのである。

『東萊府啓録』は田保橋氏の研究でも使用されてはいたが、その持っている情報はあまり重視されなかった。しかし、石川氏の研究により、書契問題は「皇」「勅」を用いた王政復古通告のものだけではなく、年例送使や漂差

使（漂流民を送還する使節）など、対馬藩が派遣する使節全体にわたるものとして捉えることが可能となった。<sup>10</sup> こうした研究状況に鑑み、今一度『東萊府啓録』の持つ情報に注目する必要があるだろう。ただし、『東萊府啓録』は欠けている部分が多く、残念ながら一八六八（明治元、高宗五、戊辰）年の様子を知ることができない。本稿では、残存している一八六九（明治二、高宗六、己巳）年一月から、書契問題に一応の決着が付けられた一八七〇（明治三、高宗七、庚午）年七月までを対象として、書契問題に対する朝鮮側の対応、特に末端である倭館での動きを見ていくこととする。

以上の問題意識のもと、まず第一章では日本側の史料を、第二章では『東萊府啓録』を用いて、書契問題の展開を概観する。そして第三章では、書契問題に対する朝鮮側の対応について検討を行うこととした。<sup>11</sup>

## 第一章 日本側史料から見た書契問題

まずはじめに、倭館における通交のあり方について確認しておこう。

近世の日朝関係は、対馬藩が幕府と朝鮮政府との間を媒介し、將軍の新立や死亡の報告、通信使の調整などを、使節を派遣することで執り行っていた。倭館に派遣された対馬藩の役人や使節の対応は、訓導や別差と呼ばれる訳官が東萊府から倭館まで下来して行った。各使節が倭館に到着した後、任訳（訓導・別差の総称）が使節の名目や用件、持参した書契の内容を確認する。その書契に問題がなければ、規定通りの儀式が行われ、書契は東萊府使・釜山僉使（東萊府使とともに倭館を管掌）、礼曹<sup>12</sup>、朝廷へと渡っていく。朝鮮側からの返翰は、同様の手順を逆にたどって対馬藩側に渡される。そして、応接の儀式の中で物品の贈答や米の支給などが行われた。<sup>13</sup> 儀式などの特別

な場合以外で対馬藩側が倭館の外に出ることは欄出と呼ばれて禁じられており、東萊府と倭館との間は任訳が取り次ぐこととなっていた。

一八六八年三月対馬藩は維新政府から朝鮮政府への王政復古通告を命令され、以後対馬藩士大島友之允を中心に準備が行われた。王政復古通告書契の文案や書式は、七月三日外国知官事伊達宗城から対馬藩主宗義達に与えられた（大修K四・八・一一）。それをもとに国許の御書翰取調御用掛が書契を作成し、従来「日本国対馬州太守拾遺平義達 奉書 朝鮮国礼曹参判大人（参議大人、礼曹大人） 閣下」としていた書式は、「日本国左近衛少将対馬守平朝臣義達 奉書 朝鮮国礼曹参判公（参議公、礼曹大人） 閣下」と改められた。十一月十七日幹事裁判（今後は函書（「義達」）ではなく、維新政府から与えられた新印（「平朝臣義達章」）を用いることを伝える使節）書契には函書を、大修参判使（王政復古を通告する使節。以下大修使と略）書契には新印を押し、書契は完成した。<sup>16</sup>

一二月一六日幹事裁判川本九左衛門は完成した書契を携行して渡韓し、一八日に訓導に書契を写し取らせた。そして、東萊府使に謄本を届け、二七日に返答を持ってくるよう訓導に約束させた。<sup>17</sup>しかし、二六日に入館した訓導は川本に対し、幹事裁判書契の受け取りについては容易に返答できないため、明日再び東萊府へ行って商議し、早春に返答すると述べた。<sup>18</sup>この間に、一二月一九日大修使樋口鉄四郎・都船主（副使）薦田多記が倭館に到着し、一八六九年一月四日任訳との初対面を果たした（大修M二・一・四）。

倭館で川本・樋口・館守番縫殿介・幹伝官（通詞）浦瀬最助が幹事裁判・大修使の回答を待つ一方、二月五日大島が渡韓した。二月一七日大島は、初対面の席で訓導に対し、用件が順便に進むように尽力するよう求めた。<sup>19</sup>その後、番・川本が訓導に対して幹事裁判書契の受け取りを要求した結果、訓導は、都を往復しなければならない

ので、来月三日に入館するとの約束をした。約束の期日前の二月二十九日訓導が入館し、「廷議甚難」いことを浦瀬に伝え、その内容を書面にして渡した。<sup>20</sup>浦瀬がこの書面をはねつけようとしたところ、訓導は「此書面ハ実ハ彼国（朝鮮―牧野）之朝議表向之論ニ而、内実ハ御用相運候ニ相違無之」ので、幹事裁判書契に書かれている藩主の職称、姓の下の「朝臣」、書契中の「以私害公」の文句を改めれば「急度御用相運」と述べた。それに対して浦瀬は、職称の変更には「戊戌年既ニ其例有之」、その他の点については「朝廷御伺済之事ニ而、中々改撰等不相届」と反論した。<sup>21</sup>

大島の帰国後、樋口・川本・番は、幹事裁判書契ではなく大修使書契の受け取りを要求していくことに方針を変え、六月一五日番の茶礼儀<sup>22</sup>を利用して、大修使書契を受け取る旨を都に伝えるよう東萊府使に直接要求した。それに対し、東萊府使は「成否ハ兎も角も、今日御応対之事情逐一茶礼済啓聞之節、朝廷江致往復候様可相心得候」と答えた（倭館M二・六・一五）。しかし、この要求に対する都からの回答はなかなか得られなかった。八月二十四番らが返答について訓導に質問をしたところ、訓導は近日内に到着すると回答するのみだった（大修M二・八・二四）。九月六日川本が訓導に対し、諾否にかかわらず速やかに「決答之書翰」を渡すよう述べ（大修M二・九・六）、九月二十九日には番らが東萊府使との談判を求め、欄出をほのめかした（大修M二・九・二九）。

朝鮮政府から回答が来たとの知らせは、一〇月二十四日ようやく倭館にもたらされた。訓導は、関文（朝鮮政府からの公文書）の内容は「今般之書契中一二之字句且印章改易之儀者、調熟不致候段ハ存知可罷在候、然るに三年未曾有之訳柄を以、常を專信を表する之当時ニ於て妄りニ相試候者如何成道理ニ可有之哉、仮令十年令滞留千万申立候共、何国迄も取扱可致様無之」というものであったと述べた（大修M二・一〇・二四）。これに対し、十一月

五日番は訓導に、二四日の回答では「難落着」ので、「於貴朝廷、使節ニ難被相応御処分之廉々」についての書付を出すことを強要した（大修M二・一一・五）。そのため、九日訓導は館守宛の書付を二通作成して差し出した。ここで、幹事裁判・大修使書契は改撰しなければ受け取れないということが確認されたのである。

一方、対馬藩にとつての書契問題は、幹事裁判・大修使書契だけにとどまらなかった。対馬藩にとつて、年例送使による公貿易から得られる収入は、藩財政の相当の部分をお占めており、年例送使を廃止するのであれば、藩存続のためにはその分の補填が必要だった。そのため、大島は朝鮮からの支給に頼らなくても済むよう経済援助を維新政府に度々申し出ていた。<sup>(24)</sup>しかし、維新政府は「追而御商議之上相当之 御沙汰可有之」と明確な決定を行わなかったため、対馬藩は年例送使を継続せざるを得なかった。一方で、対馬藩では、図書の使用を恥辱とし、今後の使節の書契には新印を用いるとしていた（大修M元・一〇・八）。そのため、幹事裁判の交渉が進まなければ、年例送使をはじめとするその他の使節も送ることはできなかった。幹事裁判の成否は、対馬藩の生活の問題と直結していたのである。

しかし、先述のように幹事裁判の交渉は進まなかったため、倭館から帰国した大島は、四月一〇日対馬藩年寄古川太織と、年例送使書契・吹嘘には図書を押すことについて相談した。<sup>(25)</sup>対馬藩内では図書の再使用に反対する者も多かったが、一〇月一九日藩主宗義達の判断により、幹事裁判・大修使など公的な使節には新印、それ以外の宗家の私的な使節には図書を使用することが決定された。<sup>(26)</sup>

一月一八日図書の使用を朝鮮側に説明するための諭知使が派遣され、幹事裁判・大修使の諸否に至るまでは年例送使書契や吹嘘には図書を使用することを訓導に伝えた。訓導はこの申し出に対し、旧約通りに改めるのであれ

ば問題はないとして、東萊府使にこの旨を申達するとした(倭館M二・二一・一八)。国許では図書を使用した書契の作成が行われ、<sup>(29)</sup> 二月二二日には己巳年条第一・二・三船送使、一八七〇年一月三日には公作米年限裁判<sup>(30)</sup>、一月一日には己巳年条以酌庵送使・第四船送使が渡韓した。しかし、彼らが携行した書契には新書式が用いられていないため、書契は受け取られないまま滞留を続けることとなった。一月二日番らが書契の受け取りを訓導に要求しているが(倭館M三・二・一二)、訓導は書式の違例を指摘し、受け取りを拒否した。<sup>(31)</sup>

交渉を続けていく中で、訓導は「朝臣之二字御省相成候ハ、左近衛少将之字数者周旋可相届」と述べた(大修M三・四・一七)。そのため、国許で「朝臣之文字御欠文二相成候様御決評」となり、<sup>(32)</sup> 己巳年条年例送使書契・漂差使書契・駕船吹嘘・公作米年限裁判書契の改撰が行われた。四月七日対馬藩土国分建見が改撰書契を持って渡韓し、翌日には別差に写し取らせた(倭館M三・四・八)。四月一七日番が改撰書契について訓導に掛け合ったところ、一五日に東萊府使が都に状啓を差し立てたとして、約三〇日の猶予を願い出た(大修M三・四・一七)。五月二二日訓導は都から関文が到来したとして入館し、年例送使・公作米年限裁判・漂差使の接待を設けすべきところだが、書契の写を見たところ職名が先のと異なっていたため、大修使もこの先の書契のように「穩当之運」を以って行われるのかを確認せよとの内容だったと番に伝えた。また、返答を東萊府使より報告した上は異議無く接待することになっていると説明した。番は、大修使は対馬藩限りのものではないが、年例送使は「対州一国之貿易」であるので、速やかに接待するよう求めた(大修M三・五・二二)。

こうした中、六月一四日浦瀬が大島からの指示に基づき、訓導に対して維新政府による国使渡海をほのめかし<sup>(33)</sup>た。この情報は、先のドイツ船ヘルタ号の来航とも相まって、朝鮮側の姿勢を硬化させることとなった。しかし、

七月四日訓導は、自分が「大差使（大修使―牧野）書契之事者更ニ後言無キ之意」をうけもったので、「宴享ト入給」に至ることになったと知らせた（大修M三・七・四）。そして、年例送使の接待は七月一日以降順次行われ（倭館M三・七・一一）、書契は朝鮮側へと渡されていくこととなった。

このように、倭館では番や川本らが書契の受け取りを要求し続けたが、幹事裁判・大修使書契は改撰を行わなかったため、朝鮮側には受け取られず、その他の書契は改撰を行ったため受け取られ、使節の接待も行われた。こうして、幹事裁判・大修使は、書契を渡すことも回答書契を得ることもできないまま、倭館に滞留し続けることになったのである。<sup>(35)</sup>

## 第二章 『東萊府啓録』から見た書契問題

では、次に書契問題に対する朝鮮側の対応を、『東萊府啓録』を通して見てみることにしよう。

『東萊府啓録』に記録されている日本船の出入りや宴享の実施などは、日付に若干の違いはあるものの、日本側の史料とはほぼ一致する。一八六九年一月から一八七〇年七月末までに、日本船は六一隻来航していることが記録されている。その中で、書契・吹嘘がその場で受け取られなかった日本船の来航日と書契・吹嘘の種類、その対応の様子をまとめたものが表Aである。ここからわかるように、書契に問題のあった事例は一五件存在する。そのうち二件は漂差使書契の内容に問題があったというもの（①・⑫）、三件は吹嘘の宛先が誤っていたというもの（②・④・⑭）である。①・⑫は、まず謄本を都に送り、後日正本が受け取られている。②・④・⑭は、改書して提出したかどうかは不明だが、船はそれぞれ数ヶ月間倭館に滞在した後、出帆している。これらの事例は、当時対馬藩と

表A：『東萊府啓録』に見える異例の書契

No.	入船日	船名	『東萊府啓録』		『(倭館)毎日記』
			書契・吹聴・文書	書契の問題点とその対応	
①	己巳2月21日	旌義漂民領來船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度、別幅2度	漂流民が出身地を詐称→書契・別幅の謄本を上送 ※書契正本は己巳3月20日に受け取り	御手船国徳丸 M2.2.19
②	己巳4月1日	丙辰余副(特)送使倭水木船	路引	前面に「各道官防禦所」→違例のため責論	御手船住寿丸 M2.4.1
③	己巳4月3日	全羅道濟州漂民順付領來船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度、別幅2度	前面に「左近衛少将対馬守平朝臣」、その下に「平朝臣義達章」の印 →違例のため責論	御手船吉栄丸 M2.4.1
		同漂民借騎倭船	駕船路引		御借船福栄丸 M2.4.3
		倭飛船	路引	飛船路引2度のみ上送	佐須奈飛船 M2.4.1
		倭飛船	路引、館守侯等了私書		鰐浦飛船 M2.4.1
④	己巳8月8日	丁巳余第一船送使倭水木船 同年余一特送使倭水木船	路引	前面に「各道各官防禦所」→違例のため責論	御手船金吉丸 M2.4.7 御手船順吉丸 M2.4.7
⑤	己巳12月2日	当年余第一船送使倭船	礼曹了書契別幅各1度		御手船順吉丸 M2.12.2
		同年余第二船送使倭船	礼曹了書契別幅各2度	書契と路引に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論、同書契・別幅の謄本を上送	御手船大神丸 M2.12.1
		丁巳余三特送使倭一船	路引		御手船瑞伽丸 M2.12.2
⑥	庚午1月6日	公作米年限請退裁判差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度、別幅2度	対馬島主の職名に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論、謄本を上送	御手船金吉丸 M3.1.4
⑦	庚午1月13日	以酈菴(庵)送使所呈礼曹了書契別幅各1度、東萊了副書1度、第四船送使倭所呈礼曹了書契別幅各1度、兼帶自第五船至十七船書契別幅各13度		前面に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論、謄本を上送	御借船住徳丸 M3.1.11
		丁巳余三特送使倭二船	路引		御借船金比羅丸 M3.1.12
		倭飛船		飛船路引2度は上送	鰐浦飛船 M3.1.11
		倭飛船	路引、館守代官侯等了私書		豊島船 M3.1.11
⑧	庚午2月12日	倭飛船 倭飛船	路引、館守代官侯等了私書	前面に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論	鰐浦飛船 M3.2.12 海人舟 M3.2.12
⑨	庚午2月23日	丁巳余三特送使倭水木船	路引	前面に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論	御手船雨栄丸 M3.2.22
⑩	庚午3月11日	丁巳余万松院送使倭水木船	路引	前面に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論	御借船天徳丸 M3.3.11
⑪	庚午3月20日	倭飛船	路引、館守代官侯等了私書	前面に「左近衛少将平朝臣」 →違例のため責論	佐須奈飛船 M3.3.19
		倭飛船			佐須奈飛船 M3.3.19
⑫	庚午4月9日	倭飛船	路引、館守侯了私書1度、前此出来康津漂民順付事礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度、公作米年限請退裁判差倭所呈礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度、己巳余第一船二船三船送使倭所呈礼曹了書契別幅各3度、以酈菴(庵)送使倭所呈礼曹了書契別幅各1度、兼帶自第五船至十七船書契別幅各13度	路引1度、康津漂民順付書契2度別幅3度は上送 己巳余第一船二船三船送使倭所呈礼曹了書契別幅各3度、以酈菴(庵)送使倭所呈東萊了副書、兼帶自第五船至十七船書契別幅、公作米請退事書契別幅は謄本を上送 ※書契正本は庚午7月11日に受け取り	鰐浦飛船 M3.4.7
⑬	庚午4月15日	慶尚道率海漂民領來差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度	在留漂民船の數に食い違い→謄本を上送 ※書契正本は庚午7月11日に受け取り	御手船大神丸 M3.4.14
⑭	庚午5月6日	丁巳余副特送使倭水木船	路引	前面に「各道各官防禦所」→違例のため責論	御手船雨栄丸 M3.5.4
		倭飛船	路引、館守代官侯等了私書	飛船路引2度は上送	豊島船 M3.5.6
		倭飛船			鰐浦飛船 M3.5.6
⑮	庚午5月9日	全羅道濟州漂民領來差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度		御手船順吉丸 M3.5.7
		同漂民本船	路引		駕船 M3.5.7
		同牧漂民領來差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度	漂流民が出身地を詐称 →書契8度別幅12度謄本を上送、路引2度は上送 ※書契正本は庚午7月11日・同8月2日に受け取り	御手船金吉丸 M3.5.7
		同漂民借騎倭大船	路引		御借船住徳丸 M3.5.7
		同牧漂民領來差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度		御手船国徳丸 M3.5.7
		大靜漂民領來差倭船	礼曹了書契別幅各1度、東萊釜山了書契1度別幅2度		御手船住寿丸 M3.5.7

典拠「東萊府啓録」(大韓民国国史編纂委員会編「各司謄録」、国会宗家)(倭館)毎日記、対馬宗家「本邦朝鮮往復書」慶応四年、同年条 規外 往翰 回翰 明治二年、同年条 規外 往翰 明治二年、同「両国往復書 百九拾九番」、『対馬島宗家関係文書 書契目録集Ⅴ』(大韓民国国史編纂委員会、1994年)、池内敏「近世日本と朝鮮漂流民」(臨川書店、1998年)、石川前掲2003年論文

朝鮮との間にあった書契問題とは直接の関係はないものと見て良いだろう。

それ以外の例を見てみよう。一八六九年四月三日に到来した船(③)は、全羅道濟州漂民を護送した御手船吉栄丸と、漂民駕船として来航した御借船福栄丸で、それぞれ漂差使書契と吹嘘(路引)を携行していた。この時の対応について、『東萊府啓録』には次のように書かれている。<sup>(36)</sup>

【史料一】

(省略)、漂民順付書契別幅、駕船路引、依例呈納是如乙仍于、取見則其前面以左近衛少将対馬守平朝臣書填、其下以平朝臣義達章図書着来、極涉駭乖、大違規例、一併退却不捧、改書呈納之意、同倭及館守倭処、嚴辭責諭、而飛船路引二度、捧上上送為乎弥、(省略)、今此漂民順付書契及駕船路引之不由旧章、敢覲新例、以渠国所鑄図書、遽然着納者、狡倭情状、極涉痛惡、大違格例乙仍于、同書契別幅路引、併為退却、則速改書呈納之意、令任訳等、嚴辭責諭於館守倭処為白遣、倭飛船路引二度分叱、捧上監封上送于該曹為白乎弥、緣由並以馳啓為白臥乎事是良爾、詮次善啓向教是事、

漂民順付書契・別幅(贈物の目録)と駕船吹嘘を見ると、前面に「左近衛少将対馬守平朝臣」と書かれ、その下には「平朝臣義達章」という印が押されている。これは極めて驚きであり、大いに格例に違うものである。そのため、同書契と別幅・吹嘘については退け、速やかに改めて納めることを漂差使と館守に厳しく責諭し、飛船吹嘘二本のみを都に送るとしている。

この漂民駕船の吹嘘(丙辰条万松院送使水木船吹嘘)は日付が慶応四年戊辰八月で図書・旧書式が用いられ、漂差使書契は日付が明治元年戊辰十二月で新印・新書式が用いられていた(倭館M二・三三〇)。<sup>(37)</sup>新書式・新印の使

用は漂差使書契のみであったが、両方とも格例違反を理由に受け取られなかった。そのため、五月一二日漂差使小田庄左衛門は、礼曹からの返翰を得られないまま帰国することとなった（倭館M二・五・一一）<sup>38</sup>。

この後、第一章で見たように館守茶礼儀（下船茶礼）が六月一五日に行われた。この時、東萊府使が都へと送った茶礼儀についての状啓は次のようなものであった<sup>39</sup>。

### 【史料二】

館守倭平和時員役等下船茶礼、定於本月十五日、故臣与釜山僉使尹錫五、偕往宴庁、下船茶礼、依例設行後、同倭所呈礼曹了書契別幅各一度、東萊釜山了書契一度、別幅二度、捧上監封上送于該曹いたしますし為白乎弥、縁由馳啓せられますことであるから、  
為白臥乎事是良爾、詮次善啓向教是事、せらるべきこと

この中では、東萊府使と釜山僉使の出席のもと、宴庁において館守の茶礼儀が行われたことと、礼曹宛・東萊府使・釜山僉使宛の館守交代書契・別幅を受け取ったことが報告されている。このように、別段の問題がなければ書契は受け取られ、都へと送られることとなる。しかし、この時東萊府使は番の要求を都に伝えると答えていたものの、そのことについてこの中には一切記されていない。

以後、異例の書契はしばらく登場することはない、次に出てくるのは二月二日の己巳年条年例送使書契（⑤）である。この事例には、館守と任訳とのやりとりが載っている<sup>40</sup>。

### 【史料三】

（省略）館守倭言内、弊邦災異頻數、去年十一月、以明治改年、弊州州主陞資後、書契与路引中、以左近衛少将平朝臣書来是如と為乎等か以、詰責曰、書契文字、貴在一遵、而加資書呈、有違前例、退却不捧、改書呈納之

意、同倭及正官倭処責論し為乎て弥、所着図書、与前無異、而事関辺情、同書契別幅、私自贍本上送事手本扱、連加責論、改書来呈之意申飭、而同贍本輸送縁由馳通する為す臥乎事を為等如、馳通せられた為した白有した臥乎所、今此対馬島主平義達所呈書契中、以左近衛少将書来者、雖或有此等可援之例、至於平字下、書以朝臣二字、曾所未有、大違格例であり乎等以、令任訳等嚴加責論、使之即速改修正呈納之地せられたが為した白有在果、事関辺情、別為贍本上送于議政府三軍府いたし為す白乎弥、縁由並以馳啓せられます為す白臥乎事是良爾、詮次善啓向教是事、

館守は、日本では災異が頻りに起こったため、去年十一月に明治と改元した。また藩主は昇官したため、書契と吹嘘には「左近衛少将平朝臣」と書したと説明した。それに対し任訳は、昇官により職名を変えた書契を持つてくるのは前例と異なるとして退け、改書して呈納するよう責論を加えたとしている。また、図書は従来通りのものであるが、事は辺情に関わるので贍本を送るとしている。

興味深いことに、朝鮮側は館守に対して昇官にともなう職名の変更を批判しているにもかかわらず、後半部分では前例があることを指摘している。たしかに、朝鮮側が指摘しているように、職名の変更には前例があった。例えば、一八三八（天保九）年の二代目藩主宗義質が左近衛少将に昇進した際に出された昇官書には「日本国対馬州太守少将平公」宛の返翰が存在している註。返翰が存在しているということは、朝鮮側が藩主の職名の変更を認めていたことを意味する。浦瀬はこうした前例の存在を前提として訓導に反論していたのであり、朝鮮側もそのことを認識していたのであろう。

ただし、朝鮮側は「朝臣」を書き入れることは認めなかった。この「朝臣」の使用について、番・川本は「従前信使之来。毎次有東武閣老書契。其式姓名中間必有朝臣之字。」として、通信使が来日した際、幕府の老中の書契

には、姓と名との間に必ず「朝臣」の字があったと主張している<sup>(42)</sup>。しかし、対馬藩御書翰取調御用掛阿比留通は「朝臣之文字朝鮮御掛合之都合ニ而追々諸記吟味之処、差当寛永比才執政且御家御名之内類例相見兼候」と述べ、寛永期（一六二四～四四年）以降老中や対馬藩主の書式で類例は見あたらな<sup>(43)</sup>いとしている。以後、朝鮮側は、書式に「朝臣」の用いられている書契は未曾有のこととして受け取らな<sup>(44)</sup>かった。

この年例送使について、訓導は番に「第一船送使渡着ニ相成候次第、去四日府使才啓聞被取計候」と述べており（倭館M二・一・二・六）、この状啓は『日省録』に現れる<sup>(44)</sup>。この記事の中で、対馬藩側に書契を改撰させるとい<sup>(45)</sup>う議政府の啓言に対し朝鮮国王は回下を下している。この記事は、田保橋氏が幹事裁判・大修使に対する朝鮮政府の方針を示したものと<sup>(46)</sup>して以来、それが通説となっていた。しかし、問題とな<sup>(47)</sup>っているのは書式の異例であり、石川氏が指摘した通り、時期とい<sup>(48)</sup>い内容とい<sup>(49)</sup>い、これは年例送使に対するものと考えられる。

以後、この書式の異例は六例（一八七〇年一月六日公作米年限裁判書契<sup>(6)</sup>、同月一三日己巳年条以酌庵送使副書と第四船から第一七船送使書契<sup>(7)</sup>、二月二日飛船吹嘘二本<sup>(8)</sup>、同月二三日丁巳条三特送使水木船吹嘘一本<sup>(9)</sup>）、三月一日丁未条万松院送使水木船吹嘘一本<sup>(10)</sup>、同月二〇日飛船吹嘘二本<sup>(11)</sup>）登場する。これらの書契は全て図書が押されているものの、新書式であることを理由に受け取りが拒否されている。論知使によって図書を使用することを約束したため、新印のみを改め、新書式については押し通そうとしたのである<sup>(47)</sup>。

そして、この書式の問題が解決したのが、国分建見が改撰書契を持参した四月九日である<sup>(47)</sup>。

#### 【史料四】

（省略）、別禁徒倭言内、改撰書契別幅、俺賚持以来是如<sup>(と)</sup>為<sup>(い)</sup>乎<sup>(か)</sup>等以、取見其書契与路引、則対馬島主職名、改

書以左近衛少将対馬守、而只去平字下朝臣二字、故館守倭処詰問曰、左近衛少将、何不改書是弥、漂民順付書契中、慶尚道之慶字、康津之康字、何以本字書來耶、答以為州主之隨職改書、已有援例、而至於慶康二字、前関伯所忌字也、而関伯之職、今既永革、故果為依本字書來是如為乎弥、送使倭等言内、改撰書契別幅段、茶礼日呈納計料是如為乎等以、順付書契二度、別幅三度、路引一度、捧上上送、而其余書契別幅副書及兼帶、自第五船、至十七船、書契別幅謄本上送事手本扱、同書契別幅、路引与謄本輸送縁由馳通為白有臥乎所、(省略)

任訳は館守に、別禁徒倭が持参した改撰書契において、藩主の職名を変更したことから、従来將軍の諱字であるため使用してこなかった「慶」・「康」の字を使用した理由を詰問した。それに対して館守は、対馬島主の職に従って書式を改めることには前例があること、「慶」・「康」の字は「前関伯」、すなわち將軍の諱字であるが、將軍職が廃止されたので使用したと答えた。そのため、この時携行された康津漂民順付書契と飛船路引は受け取られることとなり、その他の己巳年条第一船から第一七船送使書契・以酌庵送使書契副書・公作米年限裁判書契は謄本が都に送られることとなった。また、これらの書契の正本は、七月二日の茶礼儀で受け取られた<sup>(48)</sup>。そして、以後対馬藩に對して発給する書契の書式は、すべて「左近衛少将対馬守」とするよう礼曹に伝えている。

これ以後、書契で問題となったのは、漂流民の問題によるもの<sup>(13)・(15)</sup>と宛先のミス<sup>(14)</sup>で、今回の書契問題に関するものはなくなる。つまり、『東萊府啓録』においては、この四月七日に書契問題については決着がつけられているのである。

このように、使節が携行してくる書契は、倭館における任訳の点検によって受け取られるかどうかが決定され、書契に誤りや異例の点があった場合は、書契は受け取られず、都に送られることはなかった。したがって、ある使

節の交渉が進み、接待が行われるか否かは、倭館で書契が受け取られるかどうかにかかっていたのである。

### 第三章 書契問題の進展と朝鮮側の対応

さて、第一章・第二章で、それぞれ日朝双方の史料から書契問題の概要を確認した。本章ではそれを踏まえて、倭館における書契問題の展開とその特質について検討する。

第一章で確認したように、倭館における使節の対応には規則が存在し、それに基づいて諸事執り行われていた。その中でも、対馬藩側が接触するのは訳官である訓導・別差に、そしてその接触の場が倭館に限られていることは、幹事裁判や大修使、その他の使節の交渉に大きな影響を与えることとなった。

一八六九年二月一六日訓導は、大島との初対面を行う前に浦瀬のもとを訪れ、「何分朝廷高官ノ内々御応接、天皇御直対之処ハ御免被仰付度、是非是迄徳川家之振ニ相願度」と述べた。浦瀬は、訓導のこの発言を「畢竟ハ皇字ヲ用候義ヲ難シ候共ト被考」としている<sup>49</sup>。対馬藩側は、浦瀬と訓導という訳官同士の対話から相手の主張を探ろうとし、一方の朝鮮側も、浦瀬との関係を利用することで、自らの要求を通そうとする姿が見られる。対馬藩側としては、交渉の窓口は任訳のみであり、任訳を通してしか東萊府使・朝鮮政府に対して要求を行い、またその様子うかがうことはできない。このように、任訳との対話は、交渉を行う上で重要な意味を持っていたのである。

ただし、任訳は倭館に常駐しているわけではなく、倭館に入館しない日もあった。第一章で見た番の茶礼儀に至る経緯を見ると、番が茶礼儀の日取りの設定を申し入れたのは三月一四日であったが<sup>50</sup>、東萊府使・釜山僉使や訓導自らの病、訓導が大丘へ行くとの理由で入館しないなどして、茶礼儀が実現したのは三ヶ月後の六月一五日のこと

であった。このように、任訳が入館してこなければ、対馬藩側は交渉を中断せざるを得ないのである。また、茶礼儀の中で、番は大修使の応接を要求する旨を都に伝えるよう求め、その回答を倭館で督促し続けた。彼らは倭館の外に出られないため、都からの回答を訓導が伝えるのを待つことしかできなかったのである。そして、都からの回答は、茶礼儀から実に四ヶ月以上も経った一〇月二四日に倭館に伝えられた。交渉の場が倭館に限定されているため、交渉の進捗は任訳の動向に大きく左右されるのである。

このように交渉が遷延することは、対馬藩にとつては非常に不利なことであった。先述のように、己巳年条例例送使の書契は、当初書式の異例を理由に受け取られず、宴享も設けられなかった。こうした中、己巳年条第一船送使正官永野佐十郎は、番に対して次のように訴えた（倭館M三・一・二四）。

【史料五】

我々儀昨年条為第一船送使被差渡、旧臘朔日渡着、最早数日ニ被成候処、当時御重用御懸合之駈引ニ依、今以外向接待之都合ニ不至当惑之仕合御座候、此上右御用辺之訳を以段々多月意外之逗留ニ相成候節者、兼々内国之我々物価高料之時節取凌方相届不申、御時勢柄不容易奉願事御座候得共、何卒格別之以 御憐慰月々相当難儀不仕丈之御沙汰をも被 仰付被成下候ハ、御蔭を以間差価難有仕合可奉存（省略）

書契が受け取られないため接待に至らず、このまま長期間の逗留となると窮状をしのぐことができない。そのため、難儀しない程度の支給を受けたいと訴え出ている。使節は接待を受けられなければ、朝鮮側からの支給を受けすることはできず、交渉が遷延すればするほど苦しい立場となった。一方の朝鮮側から見れば、こうして交渉を引き延ばせば、対馬藩側から妥協を引き出すことが可能であり、交渉を有利に進めるためには有効だったと言える。

ここで指摘したいのは、倭館という場を設定し、外交交渉の窓口を限定するという旧来の規則が、幹事裁判・大修使の要求を無力化する装置として機能しているということである。先述の通り、対馬藩から送られる使節は、任訳による書契の点検を受け、礼曹との間で書契の往復を行うことで、はじめてその任務を完遂したこととなる。例えば、一八六九年二月二日に渡韓した漂差使の書契は、旧書式で函書を用いたものだった。そのため、漂流民が出發地を偽っていたので、謄本が都に送られているもの、三月二〇日の下船宴で書契は受け取られている(①)。しかし、同年四月三日の漂差使書契は、新書式・新印を使用したものだった。そのため、書契は受け取られず、使節に対する宴享も行われていない(③)。つまり、前者は使節としての用件を完遂することができたが、後者は完遂できていないということとなる。幹事裁判と大修使は、この後者と同じ状態にあったのである。

公作米年限裁判や己巳年条年例送使が滞留する中、一八七〇年二月二日外務省官員佐田白茅らが調査のために渡韓し、大修使書契を受け取らない理由を東萊府使に書かせるよう番らに指示した(大修M三・二二九)。佐田は、その東萊府使から得た単簡<sup>②</sup>について、次のように述べる。<sup>③</sup>

#### 【史料六】

(省略) 此の緊要事件(単簡―牧野)は、内輪の返詞で、正当の手続きを踏んだるものなる。抑も正当の手続きと云ふものは、対州より朝鮮に書翰を渡す前に於て、其書翰の写しを示し、朝鮮にて異義なければ、始めて二重関門の内に在る公堂に於て、嚴重なる儀式にて、受授を為すが例であつて、朝鮮より対州へ渡すも、亦之れと同様である。維新報知書は、未だ其正当の手続に至らずして、内輪で写しを示したまで、であつた。

佐田は、この単簡を「内輪の返詞」だとして、それに対する「正当の手続き」を、任訳が書契を点検し、その後

宴庁で儀式を行って書契の受け渡しをするというものだとしている。そして、「維新報知書」、すなわち大修使書契は、使節が行う手続きの中でも最初の段階にあり、書契の謄本を「内輪で写しを示した」に過ぎないとしているのである。

当然、対馬藩側でもこうした現状認識を持っていた。大島は渡韓した際、朝鮮側は天皇との直交を避けようとする様子が見られるが、「イツレ幹事官大修使持渡ノ御書契ヲ先ツ請取ラセ、其上之策可然」とし、まずは書契を受け取らせることを目標とするよう述べている。<sup>54</sup> 使節は「嚴重なる儀式にて、受授を為」してはじめて任務を全うしたこととなるのであり、朝鮮政府の公的な回答としての書契が必要だったのである。

しかし、対馬藩側が得た朝鮮政府からの回答とは、全て任訳がもたらしたものだ。一〇月二四日訓導が到来したと知らせた関文の内容は、書契に対する朝鮮政府の方針とされた。しかし、対馬藩側は関文そのものを見ることができたわけではない。翌年五月二二日に訓導が到来したと述べている関文も、対馬藩側は見えていない。関文とは、朝鮮政府から東萊府使にもたらされたものであり、訓導は「此節都表より府使江上文之旨趣両訳江伝令二及候書面」を持って入館し、それを対馬藩側に示したに過ぎない（大修M二・一〇・二四）。つまり、対馬藩に示された朝鮮政府の意思とは、東萊府使・訓導を介した間接的なものだったのである。それは、たとえ朝鮮政府の意思と合致していたとしても、形式的には非公式の「内輪の返詞」でしかないのである。

幹事裁判・大修使書契における新印や新書式は、従来の日朝関係のあり方を変化させる可能性があり、朝鮮側から見れば望ましいものではなかった。番が通信使の際の老中書契に「朝臣」が用いられており、「這回我君之加級。閣老同等。則朝臣之字安得不載哉。」と述べているように、<sup>55</sup> 昇官による書式の変更は、対馬藩主が幕府の老中と対

等となることを示した。このことは、日朝間の儀礼的な対応関係を変化させることにもつながりかねない。また、新たに国交を開く段に至れば、天皇と朝鮮国王との交礼を調整する際に問題が起きることは必至であり、書契中の「皇」「勅」はそれを予感させるには十分なものだった。しかし、新印の使用や藩主の昇官、新たな国交が天皇の意思によって行われたことは、書契に明記されている。したがって、回答書契によってそれらを公的に否定することは危険なことであった。そのため、朝鮮側は異例であることを理由として書契の受け取りを拒否し、返翰を出さなくてもよい状況に抑え込んだと考えられよう。結果として、朝鮮政府は両使節に対する自らの意思をかたちとして表明せずに済み、両使節の要求を抑え込むことができたのである。

以上のように、通交の場である倭館と交渉ルートを限定する規則を設けることで、朝鮮側は幹事裁判や大修使を、そのはじめの段階で抑え込むことに成功した。対馬藩側は、基本的にはこの規則の範囲で行動し、結果幹事裁判・大修使はその任務を全うすることはできなかった。こうして、この時期の日朝関係は、王政復古通告が行われないまま、従来守られてきた日朝通交の規則によって膠着状態となったのである。

### おわりに

本稿では、書契問題の展開を追うことで、倭館という交渉の場の限定と、書契のやりとりを利用した交渉ルートの限定という通交の規則が機能し、朝鮮側は幹事裁判・大修使の要求を抑え込むことに成功していたことを明らかにした。日朝間の膠着状態は、このように作り上げられたのである。

それでは、本稿の分析を踏まえて、残された問題点と今後の課題を提示したい。

まずは、維新政府の状況認識である。外務省官員佐田白茅らが倭館での状況を視察して帰朝した後、外務省は太政官に対して対朝鮮政策について三つの方策を提案した。<sup>(57)</sup>三つの方策とは、朝鮮との通交をしばらく停止する断交論、皇使を軍艦に乗せて朝鮮に派遣する皇使派遣論、そして清との条約締結を優先する清国交渉優先論である。従来の研究では、それぞれの方策が強硬か穏健かという視点から、そこに見える政府部内の権力構造などの分析を行ってきた。しかし、次に挙げるこの三策に付けられた前文の存在は、ほとんど看過されてきた。

### 【史料七】

先般 皇政復古幕府を廢し万機御親裁の旨彼国へ報知の書翰、嚴原知藩事より先つ写を以差示候処、皇の字勅の字等是迄幕府文書に不相見候に付、喋々議論を起三年の星霜を経今以不受取、不敬至極の儀に御坐候、右は御国体を辱しめ候義に付、右を議論の根底となし戦端を可開辞柄十分有之候間、速に其用意に及度と申唱候もの可有之候得共、未た 勅使を被差遣候と申訳にも無之、元來謬例を以仕來と存し居候対州の使价執次候迄の事に付、此廉而已を挙候て戦端を開候訳には至間敷と被存候間、左の条々を以相伺候

ここには、本稿で見た倭館での交渉の段階、すなわち朝鮮政府が回答を出していないという状態が表現されている。そして、注目すべきは、王政復古通告は「対州の使价」が行ったに過ぎず、現段階ではそれを理由に「戦端」を開くことはできないとして、三つの方策が提案されているということである。つまり、当時の外務省は、幹事裁判・大修使交渉がどのような段階にあるのかを把握しており、その上で提案をしているのである。従来の研究では、この前文についてはほとんど検討されず、彼らがどのような現状認識を持っていたかという点を踏まえた考察は行われなかった。しかし、【史料七】に見られるように、外交当局者は交渉の段階を踏まえて外交政策を提起し

ている。彼らが現状の何を問題とし、打開しようとしていたのかという点を踏まえ、外交政策の分析を行わなければならないだろう。

さて、この膠着状態は、対馬藩と朝鮮とが守ってきた従来の規則によって生み出されたものである。対馬藩が従来通り、倭館で書契のやりとりを通して交渉を行う限り、この膠着状態は続くこととなる。しかし、こうした状況は一八七一（明治四、高宗八、辛未）年七月に一変する。すなわち、廢藩置県によって対馬藩が消滅するのである。それは、従来の通交を構成する一端が消滅し、従来の日朝通交のかたちそのものが成り立たなくなることを意味する。廢藩置県直後の日朝関係については、漂流民送還事務の外務省への移行や、外務省による倭館の接収として描かれてきた<sup>(8)</sup>。しかし、廢藩置県による対馬藩の消滅は、日朝関係に対してより本質的な変化をもたらすことになる。この点については別稿で論じることとしたい。

#### 注

- (1) 上野隆生「幕末・維新期の朝鮮政策と対馬藩」〔『年報近代日本研究』七、一九八五年〕、荒野泰典「明治維新期の日朝外交体制「一元化」問題」〔同『近世日本と東アジア』東京大学出版会、一九八八年、初出は一九八七年〕。
- (2) 毛利敏彦『明治六年政変の研究』（有斐閣、一九七八年）、高橋秀直「維新政府の朝鮮政策と木戸孝允」〔『人文論集』（神戸商科大学）二六一―二、一九九〇年〕、諸洪一「明治初期日朝関係の再編と対馬」〔『九州史学』一一六、一九九六年〕、沈箕載「幕末維新日朝外交史の研究」〔臨川書店、一九九七年〕、吉野誠『明治維新と征韓論』（明石書店、二〇〇二年）、同『東アジア史のなかの日本と朝鮮』（明石書店、二〇〇四年）。
- (3) 最近の研究では、石田徹「明治初期日朝交渉における書契の問題」〔『早稲田政治経済学雑誌』三五六、二〇〇四年〕がある。

- (4) 石川寛「明治維新期における対馬藩の動向―日朝外交二元化と朝鮮・対馬関係―」（『歴史学研究』七〇九、一九九八年）、同「明治維新期の対馬藩政と日朝関係」（『朝鮮学報』一八三、二〇〇二年四月）、同「日朝関係の近代的改編と対馬藩」（『日本史研究』四八〇、二〇〇二年八月）、同「明治期の大修参判使と対馬藩」（『歴史学研究』七七五、二〇〇三年）。
- (5) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（朝鮮総督府中枢院、一九四〇年）一八一頁。
- (6) 対馬藩から派遣されてくる使節に対しては、茶礼儀を始めとする多くの宴享が行われることとなっていた。
- (7) 全海宗『韓国近世対外関係文献備考』（奎章閣図書研究叢書一、ソウル大学校文理科大学東亜文化研究所、一九六六年、六反田豊「19世紀慶尚道沿岸における「朝倭未弁船」接近と水軍営鎮等の対応―『東萊府啓録』にみる哲宗即位年（一八四九）の事例分析―」（『大阪市立大学東洋史論叢 別冊特集号』二〇〇九年）。
- (8) 近世の日朝関係については、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）、同「倭館―鎖国時代の日本人町」（『文春新書』二〇〇二年）、鶴田啓『対馬からみた日朝関係』（山川出版社、二〇〇六年）を参照した。
- (9) 年例送使とは、対馬藩と礼曹との間での定期的な外交儀礼を主な役割とするもので、第一船から第一七船送使・以酌庵送使・一特送使・方松院送使・副特送使がある。ただし、実際に派遣される船は八隻のみで、それ以外は書契のみ送られる。彼らは、倭館において儀礼的な物品の贈答である「進上」・「回賜」や日本から持ってきた銅を朝鮮政府が木綿や米で買い取る公貿易を行った。
- (10) 前掲石川二〇〇三年論文。
- (11) 本稿中で引用する史料の内、句読点は特に断らない限り牧野による。史料中の旧漢字・変体仮名は常用のものに改め、擡頭・平出は罫字で代用した。また、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵宗家文庫史料（以下対馬宗家と略）『大修参判使記録』（大修年・月・日）、国立国会図書館所蔵宗家史料（以下国会宗家と略）『倭館』毎日記』は（倭館年・月・日）と本文中に略記した（Kは慶応、Mは明治）。
- (12) 外交を管掌する部署で、判書を長として、参判・参議と続く。
- (13) 鶴田啓「釜山倭館」（『荒野泰典編』『日本の時代史一四 江戸幕府と東アジア』吉川弘文館、二〇〇三年）。また、書契については、高橋公明「近世前期の対馬藩と朝鮮政府―釜山浦を通過した外交文書―」（『青丘学術論集』三、一九九三年）、

李薫「朝鮮後期違式書契を通してみた朝・日交渉の特質」(『韓日関係史研究』一、一九九三年)、張舜順「朝鮮後期における日本の書契の違式実態と朝鮮の対応―『辺例集要』を中心として―」(『歴史』(東北史学会) 八六、一九九六年)を参照した。

- (14) 『日本外交文書』第一卷二四五・同二四六慶応四年三月宗義達への沙汰書。
- (15) 書式とは、書契の冒頭に書かれる、差出人・奉書」など差し出しの文言・宛名で構成される部分を指す。
- (16) 対馬宗家『出勤録』(御書翰取調御用掛) 明治元年十一月十七日条。
- (17) 対馬宗家『紀事大綱状』(朝鮮方) 明治元年二月二日川本九左衛門・番縫殿介より嶋尾益城・村岡近江・村岡相模・古川采女宛書翰。
- (18) 対馬宗家『紀事大綱状』(朝鮮方) 明治元年二月二日川本九左衛門・番縫殿介より嶋尾益城・村岡近江・村岡相模・古川采女宛書翰。
- (19) 対馬宗家『大島書類』第十式 戊辰日記』明治二年二月十七日条。
- (20) 『日本外交文書』第二卷三三〇附属書、任訳との応接概略。
- (21) 前掲『大島書類』第十式 戊辰日記』明治二年二月二十九日条。
- (22) 番は一八六七(慶応三、高宗四、丁卯)年四月一日より館守に再任したが、東萊府使と初めて対面を行う茶礼儀は行っていないかった。
- (23) 『日本外交文書』第二卷六一五・己巳十一月訓導・別差より館守宛「覚」、同六一六・己巳十一月訓導より館守宛「覚」。
- (24) 『日本外交文書』第一卷二八八附属書一慶応四年閏四月「別録」、同第二卷三三〇附記一「韓国事件廉書」など。
- (25) 『日本外交文書』第一卷四三三、慶応四年六月宗義達への沙汰書。
- (26) 対馬宗家『大島書類』第十式 戊辰日記』明治二年四月十二日条。
- (27) 対馬宗家『大島書類』第廿五』明治二年八月一日古川裕作より大島友之允・森川玉城・内野広之允宛書翰。
- (28) 対馬宗家『御家記編輯材料』九十』明治二年一月十九日条。
- (29) 対馬宗家『出勤録』(御書翰取調御用掛中) 明治二年一月二七・二八・二十九日・十一月二・八・一〇・一一・一

- 三・二二日・一二月一九・二〇・二三日条。
- (30) 公貿易において朝鮮側は公木(木綿)で決裁を行うこととなっていたが、一六五一(慶安四)年対馬藩は公木を米に換えるよう交渉した。朝鮮側は五年毎の期限付きでこれを許したため、以後期限が迫る毎に年限延長の裁判を渡海させることになった。(長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』五〇一四、一九六八年))
- (31) 対馬宗家『大島書類 第廿五』明治三年一月二八日樋口鉄四郎より大島友之允宛書翰。
- (32) 対馬宗家『出勤録』(御書翰取調御用掛中) 明治三年三月一日条。
- (33) 『日本外交文書』第三卷九五附記「午四月浦瀬最助別密会草按」、同附属書一・明治三年五月一三日浦瀬と訓導との対話書。
- (34) 五月三日ドイツ船ヘルタ号が倭館に来航した事件。対馬藩士中野許太郎が乗船していたことが問題となった。
- (35) 幹事裁判川本九左衛門は一八七〇年七月九日、大修使樋口鉄四郎は一八七二(明治五、高宗九、壬申)年一月一六日に帰国した。
- (36) 『東萊府啓録』(大韓民国国史編纂委員会編『各司謄録一二 慶尚道篇二』一九八四年) 高宗六年四月三日条。句読点は原文のまま。傍線・ルビは牧野による。史料中の傍線部は史説を示し、ルビは中枢院編『史説集成』(国書刊行会、一九七五年)によった。
- (37) 対馬宗家『本邦朝鮮往復書』慶応四年。
- (38) ただし、漂流民は無事に朝鮮側に引き渡されたようであり、四月二日仮訓導・別差により預書が出されている(倭館M二・四・二)。
- (39) 『東萊府啓録』高宗六年六月一六日条。
- (40) 『東萊府啓録』高宗六年一二月二日条。
- (41) 国会宗家『館守再任番縫殿介取扱雜件』第三冊。
- (42) 『日本外交文書』第二卷六一七、明治二年一二月館守・幹事裁判より「口述」。句点は原文のまま。
- (43) 対馬宗家『出勤録』(御書翰取調御用掛中) 明治二年三月七日条。

- (44) 『日省録』 李大王己巳年二月二三日条「命对馬島主書契使之改修呈納」(『日省録 六八』(ソウル大学校奎章閣、一九五五年))。
- (45) 田保橋前掲書一七九～一八一頁。
- (46) 前掲石川二〇〇三年論文。
- (47) 『東萊府啓録』 高宗七年四月九日条。
- (48) 『東萊府啓録』 高宗七年七月一日日条。
- (49) 前掲『大島書類 第十式 戊辰日記』 明治二年二月一七(六か)日条。
- (50) 東京大学史料編纂所所蔵大島家文書『朝鮮修交関係書類写一』 明治二年三月二〇日番縫殿介・川本九左衛門より島尾益城・村岡近江・村岡相模・蕃建直人・古川采女・平田彭城宛書翰。
- (51) 前掲『大島書類 第廿五』 明治二年五月七日川本九左衛門より大島友之允宛書翰。
- (52) 『日本外交文書』 第三卷八六附属書、庚午三月東萊府使より大修使・館守宛「東萊府使単翰」。
- (53) 佐田白茅『征韓論の旧夢談』 一九〇三年(『明治文化全集』 第二二卷(一九二九年)所収)。
- (54) 前掲『大島書類 第十式 戊辰日記』 明治二年二月一七(六か)日条。
- (55) 前掲『日本外交文書』 第二卷六一七、明治二年一月館守・幹事裁判より「口述」。句点は原文のまま。
- (56) 拙稿「明治維新时期日朝間における交礼問題」(『九州史学』 一五四、二〇一〇年)。
- (57) 『日本外交文書』 第三卷八九、明治三年四月外務省より太政官弁官宛伺。
- (58) 田保橋前掲書、池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』(臨川書店、一九九八年)、石川寛「明治維新と朝鮮・対馬関係」(明治維新史学会編『明治維新とアジア』 吉川弘文館、二〇〇一年)。

(大学院博士後期課程単位修得退学)

## SUMMARY

How did the Korean government treat a diplomatic note from the Tsushima clan?

Masashi MAKINO

This text examined how the Korean government had treated a diplomatic note from the Tsushima clan by using the historical materials of Japan and Korea. As a result, the following was able to be clarified.

In Wakan (residence ground) by which the Tsushima clan did diplomatic clerical work, there were some rules. First of all, they were not able to go out outside Wakan. And, it was necessary to check a diplomatic note first of all for the official interpreter in Korea so that they might negotiate on diplomacy. If a diplomatic note was received, they were able to advance a diplomatic negotiation. However, a diplomatic negotiation was not able to be advanced if not received.

The Tsushima clan tried to inform the Korean government of Meiji Restoration by using a provocative diplomatic note. However, the diplomatic note was not able to pass the official interpreter's check, and was not received by the Korean government. Therefore, Japan was not able to tell Korea the fact of Meiji Restoration, and the relation between the two countries came to stagnate.

キーワード：書契, 倭館, 対馬藩, 朝鮮, 明治維新